# 第3章 イギリスのキャリア教育

第3章では、イギリスの中等教育におけるキャリア教育について、コネクションズおよびコーディネーターの活動を中心に報告する。まず第1節では、イギリスに関する説明と、イギリスの教育制度についての全般的な説明を行う。第2節では 1980 年代からの教育政策の変遷を紹介しつつ、キャリア教育がどのように政策課題となってきたのかを概観する。第3節ではとくにコネクションズの政策および活動について説明し、第4節においてはイギリスの現段階におけるキャリア教育の主たる内容と民間との連携を軸とする推進状況について整理する。

# 3-1 イギリスの教育システム

#### 3-1-1 社会と文化

英国はその正式名称を The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland(UK)といい、イングランド、ウェールズ、スコットランドそして北アイルランドという、もともと民族・宗教・言語の異なる4つの地域から構成されている。これら4つの地域はそれぞれ独自の教育制度を有している。そのため、現在、教育学が英国またはイギリスの教育と称して扱うのはイングランドの教育が中心である。本稿でも英国と表記した場合のみ UK を意味し、イギリスとしている場合にはイングランドのみを意味することとする。

イギリス社会の特徴は、第一に、労働者階級とミドルクラスとに二分される階級社会で あることである。この階級区分は、現在では弱まりつつあるといわれているが、それでも 職業と密接に関連づけられている。しかしながら、それだけによらず階級間での言語・ふ るまい・価値観等の点で文化的差異が顕著であることが明らかにされている。とくに労働 者階級の文化は、ミドルクラスの文化を主とする学校文化に対して、反抗的であると指摘 されている。つまり、学校制度および機会均等原則を活用して、社会上昇移動を強く希望 するのはミドルクラスの特徴であり、労働者階級は学歴(学校歴)よりも労働の現場で出 世していく道が確保されていたといわれている。したがって、学校文化を尊重しないとい うわけである。しかしながら、こういった一般的理解は現在、とくに労働党政権のもとで の学歴主義社会への推進政策によって、かつ、若年層を対象とする労働市場の消滅によっ て、さらには企業の採用方法の変化によっても変わりつつある。イギリス社会も徐々に名 実ともに学歴社会に移行しつつあるということである。その背景には前述のとおり労働党 政権の強力な意志とでもいうものを指摘できるが、さらに知識社会、高度情報化社会、生 涯学習社会の構築といった新しい要請と変化や移動の激しいグローバリゼーションの時代 において、人的資源的発想にもとづく教育改革が現在先進諸国において継続的に行われて いるということができる。イギリスの場合には、後期中等教育および高等教育への進学率

の上昇という政策が明確に打ち出されている。ここにおいて、階級よりも業績(メリット)が重視されるようになったということがいえる。

これに関連して、ヨーロッパでは高等教育は専門家養成という特徴が強かったが、高等教育の大衆化段階を迎えて、後期中等教育と並んでカリキュラムを中心とした改革が進められている。今回の調査対象となったキャリア教育、およびジェネリック・スキル(コア・スキル)の提唱はそのひとつの現れである。

第二の特徴は、アメリカほどには進んではいないとしても、イギリスは多民族国家であ ることである。これは長年にわたるイギリスの植民地支配の結果、インド、パキスタン、 中国、アフリカ、オセアニアなどから多くの移民が移住してきたためである。彼等はイギ リスに移住してきた後も、文化・宗教・言語の違いのみならず、大家族制を維持している 点でイギリス人と異なる上、人口構成上無視できない勢力となっている。そのため、生涯 学習社会構築という至上目的実現のためには、人種差別等に基づくアクセスへの不平等と いうような事態は避けなければならない。これまでの研究において、人種別に顕著にみら れる学習効果の差異を減少させるためにも、公正なルールの確立というものが強調されて いる。その一端はシチズンシップ教育の導入にみることができる。実際には、宗教問題も 抱えているが、アメリカと異なり、宗教団体立学校への公費援助を始めることによって公 立学校を組織してきた歴史をもつイギリスでは、政教分離は実現されておらず、むしろ信 仰の自由を保障するためにも現在は宗教色を明確にした宗教系公立学校の設置が推進され ている。実際、ユダヤ教、イスラム、英国教会などが公立学校を運営している。もちろん この政策に関しては依然として賛否両論あるが、どちらかというと信仰を理由に選抜を行 っているという点に批判は集中している。社会的一体感の醸成という要請も一方ではある が、義務制段階では家庭と同じ文化的宗教的環境のほうが子どもたちは安心して学べると いう主張が現在は強いようである。こういった公立学校が多様化される一方で、労働党政 権は、前保守党政権が作り出したナショナルカリキュラムの提供を義務づけている。政府 が必要とするカリキュラム以外は学校の自由に委ねられているという学校管理方法は、予 算、人事すべてを学校に委譲した「学校の自律的経営」と学校選択の政策と、その後の査 察、結果報告といったものと三位一体となって、現在のところ、多民族化国家、多元化社 会と一種の折り合いをつけている状況になっている。

第三の特徴は、現代はとくにアメリカ文化や政治の影響を非常に受けていることである。 1960 年代以降の貧困政策、女性解放運動やマイノリティ問題といった政治運動のみならず、テレビ番組を通じて若者に与えている影響はかなりのもので、かつては英語と米語の違いというものが顕著であったが、最近はむしろ米語表現が多くなってきている。これはイギリスの戦後社会が平等を社会的正義として目標としたときに、アメリカがそのモデルとされ、日本と同様にアメリカ化が進んだことや、イギリスはヨーロッパの一員ではないという伝統的風土と、とくに 1980 年代以降親米政策をとったサッチャー政権の外交政策の反映ともいえる。

第四に、しかしながら、その一方で歴史や伝統を重んじる風土というものが、とくに白 人イギリス人の保守派を中心に根強くあることである。彼等は、時代は以前にもまして悪 くなる一方であると社会をみている。古き良き時代への郷愁もまた強いものがある。

### 3-1-2 現代の教育改革の特徴

1979年のサッチャー首相の登場とともに新保守主義・新自由主義的諸政策が次々と導入され、戦後の福祉国家路線の終焉が叫ばれた。戦後のコンセンサスと目されてきたものは押並べて改革の対象とされた。社会哲学を含む社会全体の改革は、長く続いた『イギリス病』からの脱却と、21世紀の生き残り戦略という2つの使命を帯びて行われた。改革のキーワードは「活力ある社会・個人」あるいは「自助精神」といってよい。そのためには、法と秩序を強力に維持する国家を後ろ楯にしつつも、規制緩和を行いつつ、企業家精神を鼓舞し、市場原理を活用することであった。この大枠は、1997年に成立した新労働党政権でも基本的に引き継がれている。

さらに、グローバリゼーションや、社会の急激な変化、高度情報化社会、生涯学習社会、 知識産業への依存といった、いわゆる「新しい時代」説にのった教育改革が現在も進行中 である。とくに労働党政権は、教育政策は最善最強の経済政策であるといいきっており、 人的資本論をベースにした政策が次から次へと打ち出されている状況が続いているといっ てよい。

## 3-1-3 教育行政制度

中央には 2007 年に改組された子ども・学校・家族省 (Department for Children, School and Family: DCSF) がある。地方では地方自治体があるが、ここが地方教育行政を担う。日本と異なる点として、この地方自治体は、立法と行政を兼ねるものであり、そのため議会は参事会と訳出されることが多い。つまり首長がいないのが一般的である。最近の改革で、首長をおく自治体の自由も認められているが、多くが執行部体制(キャビネット方式)をとっている。

地方教育行政は、日本の教育委員会のような独立行政委員会ではなく、一般の地方行政の一部門として存在している。これまでは地方教育当局(Local Education Authority: LEA)と呼ばれていたが現在は、学校教育と育児・子育て、また司法・警察・社会保障・保健などといったさまざまな地方サービスが協力して(マルチ・ディシプリナリーと呼ばれる)困難を抱える子どもの支援を行うといった試みがなされているため、単に地方当局(Local Authority: LA)と呼ばれている。このような体制は、日本の地方教育行政制度原理として主張される「一般行政からの独立」「教育の地方自治」といった原理原則とは異なる原理の上に機能しているため、日本の制度との類似性を求めると誤解され易い。

LA は地方参事会全体を指すわけだが、実際には、参事会のもとの執行部(一般的な政策立案を行う委員会、地方によってはキャビネットと呼ぶ)と、参事会議員で構成される教育委員会(現在はここに補助委員として保護者代表も参加している)が実際の教育政策に関する事項を検討し、決定している。予算やマンパワーに関しては、独自には決定できない。また、これを支える事務局体制として教育局(Education Department: ED)があるが、これは一般地方行政事務局の一部局であり、教育局局長は最終的に事務局長の部下という形になっている。

したがって、中央省は地方教育行政機関に対して、解散権や人事の承認権といったような強力な権限を有している訳ではないが、OfSTED(教育水準局)の査察結果などから、LAがその義務を遂行していない場合には、サービスの一部を民間委託させたりするような手段を保有している。

なお 2000 年の学習・スキル法によって、義務教育後の教育と訓練に関する補助金を管理するための「学習・スキル協議会」が中央および地方に設立され、ここがシックスズフォームおよびシックスズフォームカレッジ、継続教育カレッジその他の教育機関や職業訓練機関への国庫補助金を統括し、それと同時に地方レベルの教育・訓練の供給に関しての責任当局となった。さらに 2007 年の継続教育・訓練法によって、地方レベルの「学習とスキル協議会」は廃止され、中央の「学習とスキル協議会」に対して、あらたに継続教育に関する計画立案と補助金管理、関連企業の設立や投資、教育や訓練における選択肢の拡大、関係機関および関係者への助言を行う等権限を付与している。

## 3-1-4 学校教育制度概観

#### (1)教育階梯

現行の学校教育制度の大枠は、「1944年教育法」「1988年教育改革法」「1998年学校水準と枠組み法」によって規定されている。これらによると5歳未満が就学前教育、5歳から11歳までが初等教育、12歳以上18歳までが中等教育、18歳以降の教育は大学での高等教育か、あるいは16歳以降を対象とする職業訓練やレクリエーションなどを中心とする継続教育(社会教育)とされる。うち義務教育は5歳から16歳までである。1960年代以降、義務教育年限が終了してもそのまま在学したいと希望する生徒が徐々にではあるが増え始めた。とくに若年層の失業が顕著となった1980年代には、その数が飛躍的に増大した上、長年の『イギリス病』脱却の道を16歳から19歳の青少年の教育(近年ポストシックスティーン教育と呼ばれている)に見出そうとする政策的意図もあって、この年齢集団にいかなる教育あるいは訓練を与えるべきかが重要な教育政策の課題となっている。ちなみにNEET (Not in Education, Employment or Training)という用語はイギリスが発祥の地であるが、これもポストシックスティーン段階に適用されているのであり、日本のように30代前半までは拡張されてはいない。

## (2)公立学校の設置者による分類

イギリスの公立学校には、費用負担による区分として、純粋に公費 100%支出の上、LA に属するもの(現在はコミュニティ・スクールと呼ばれるものと以前 LA から独立し再び 所管に戻ったファンデーションスクールがある)、設立資金の一部が民間資金であるものの、残りの部分は LEA からの公費が支出されているヴォランタリー・スクール(エイデドとコントロールドの2タイプがある)と、設立資金の一部が民間資金で残りの部分は国費から支出されるアカデミー、シティテクノロジーカレッジなどがある。これらは何らかの形で公費・国費補助を受けているため、公立学校として分類されている。

### (3) 就学前教育および初等教育

イギリスの特徴は実際の満年齢を重視する点にあり、日本のように一斉に4月入学翌3月終業といった形式はとらない。9月始業翌6月終業ではあるが、入学時期と離学時期は年に2度ある。実際は入学年齢がくればいつでも入学できるし、離学年齢を過ぎればいつ離学しても構わない。初等教育機関のタイプは地方教育当局の判断やその地域の歴史を反映して多様である。5歳から6歳までの幼児部門と7歳から11歳の小学校部門に分かれているタイプのものや、その間に7歳から9歳のミドルスクールを有しているところもある。

#### (4) 中等教育

中等教育機関のタイプとしては、一流企業への就職、専門職または大学進学を目的とす るグラマースクール、大学進学を目的としないモダンスクール、技術教育を主とするテク ニカルスクールの3つのタイプと、これら三者を統合したカリキュラム(現在ではナショナ ルカリキュラム)を提供するコンプリヘンシブスクール (このうちある特定の科目を週3時 間多く行うことによってスペシャリストスクール(特化学校)と呼ばれる一部選抜が許さ れた学校を含む)、また新たなタイプとして科学技術教育あるいは工芸・芸術教育に比重を おいたシティテクノロジーカレッジ(2005年度段階で14校)あるいはアカデミー(2005 年度段階で 17 校) がある。2005 年 1 月現在、公立中等教育機関の 84%がコンプリヘンシ ブスクールの形態をとっている。その他には学校を退学させられた者や病気療養中の子ど ものためのユニット、特別支援教育学校もある。その一方で、国や地方教育当局の統制が ほとんどおよばない私立学校(インディペンデントスクール)が存在しており、その中で は大学進学を目的とするグラマースクールタイプが主流である。こういった学校の中には イートン、ハロウ、ラクビーといった有名なパブリックスクールが含まれており、大学進 学率では圧倒的優位を誇っている。2005 年 1 月現在 15%の生徒が 2,250 校ある私立学校 に在学している。また、最近は大本の設置者が宗教団体の場合、その宗教を前面に出し、 その宗教を理由に選抜が許される宗教系公立学校(Faith School: FS)が労働党政権によ って奨励されている。

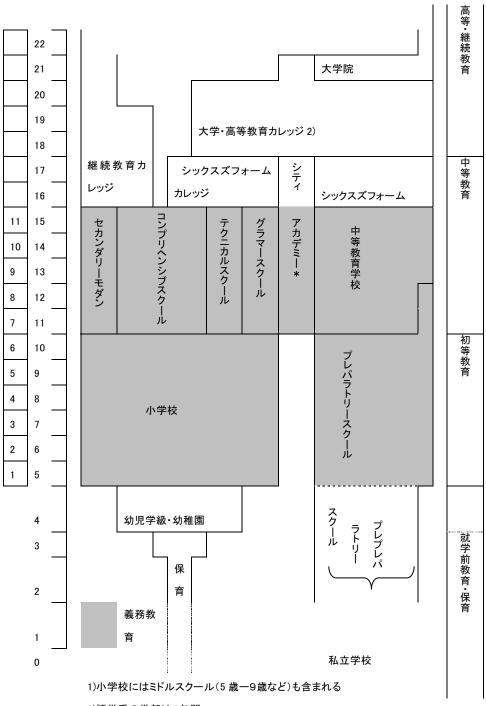
多くのものが義務教育修了年齢である 16 歳で離学する時代においては、中等教育は 11 歳から大学進学予定者が進学するシックスズフォーム、あるいはシックスズフォームカレッジ修了年齢、あるいは基本的に職業準備教育が提供される継続教育カレッジ在学の 18 歳までと長い間想定されてきたし、現在でもこの間は無償教育が保障されている。現在においては、義務教育後教育・訓練として 16 歳から 19 歳程度までが想定されるようになった。義務教育修了後の彼らには大きくいって三つの進路がある。ひとつにはシックスズフォーム、シックスズフォームカレッジといった GCE の A レベルおよびそれに準拠する職業資格を獲得するために 2 年間進学するものと、それ以外の職業準備教育および訓練に参加するもの、そして最後は就職するか、あるいは無職となるものである。現在、イギリス政府は、14 歳から 19 歳に対する大幅な教育制度と訓練制度の見直しを図っている。

## (5) 高等教育

高等教育は従来から専門職養成機関として見なされており、進学率の低さが問題視されていた。とくに労働者階級の進学率はそれほど高くなく、このことが社会的不平等を再生産していると見なされたからである。高等教育は大学のみで供給されてきたが、「1992年継続教育と高等教育法」によって、継続教育機関として発達してきた LA(地方教育当局)立のポリテクニクスが、LA から独立し、新たに高等教育機関として大学に昇格され、従来の大学機関ととともに独立の経営組織をもち、18歳以降の青年または成人に対して、3年間または4年間の専門的教育を供給している。なお、進学者に対しては、現在では国民であっても授業料が課せられており、多額な公費支出を受けていることから大学に対するアカウンタビリティが強調されつつある。ただし、貧しい者にとっては、依然として授業料は奨学金(一部ローンもあり)として支給され、さらには生活費まで保障されている。現在の教育改革の焦点のひとつが高等教育改革にあるので、詳しくは第4章以降で述べることとする。

図表3-1 イギリスの学校体系

学 年 齢



2)語学系の学部は4年間

\*設立資金の一部が設置者(民間)負担の国費維持学校

## (6) 1988 年以降のカリキュラム制度

#### ①ナショナルカリキュラムの復活

現在、初等学校から義務教育修了時までの公立学校のカリキュラムについては、1988 年教育改革法によって「ナショナルカリキュラム」が設定され、その大枠は国家レベルで 決められている。

英語、数学、理科をコア科目として(ウェールズでは、ウェールズ語が加わる)、この3科目にデザイン・テクノロジー、歴史、地理、美術、音楽、体育、現代外国語をすべての生徒に教えることとし、それぞれの内容や時間配分のガイドラインを示している。たとえば導入当初では、中等教育段階の時間割については、英語、数学、科学の主要科目が年間90時間、デザイン・テクノロジー67時間、情報技術22時間、現代外国語45時間、歴史45時間、地理45時間、美術45時間、音楽45時間、体育45時間、宗教教育45時間とされていた。コア科目は義務教育全学年を通じて学習することとされた。またデザイン・テクノロジー、情報技術、歴史、地理、現代外国語、美術とデザイン、音楽、体育は、学年によっては学ばなくてもよいとされていた。また議会での議論の過程で宗教教育が加えられ、この内容に関しては地域に設置される協議会に委ねられることになった。

# ②キーステージの設定とナショナルテストの実施

ナショナルカリキュラムにおいては、5歳から 16 歳までの年齢を、キーステージとして4段階に区切っている。具体的には、5歳をレセプションとして6歳から7歳をキーステージ1、8歳から 11 歳をキーステージ2、12歳から 14歳をキーステージ3、15歳から 16歳をキーステージ4として設定し、それぞれの段階毎また科目毎に「知識」、「スキル」、「理解」の各領域においてアテインメント・ターゲット(到達目標)が設定された。ただし、この到達目標はあくまでも目標である。たとえばキーステージ1の到達目標は1から3まで想定されており、7歳での到達目標は2とされている。つまり3まで到達せよと命令しているわけではない。

また、1988 年教育改革法の規定では、それぞれのキーステージ修了時にナショナルテストを実施することになった。この内、最終ステージであるキーステージ4に関しては中等教育修了一般資格試験(GCSE;General Certificate of Secondary Education)が全国一斉に行われる。

## ③ナショナルテストと進路

この GCSE は、選抜を目的としたものではなく教育成果を証明するという意味合いが強い。内容的には、アカデミックな科目に加え、職業関連科目も含む広範囲なものであり、将来の職業訓練の基礎になるように配慮されている1。そして、どの科目でどのような成績

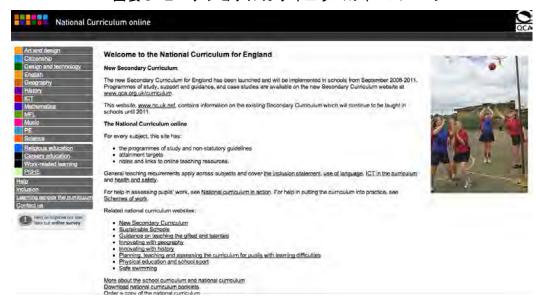
<sup>1) 2002</sup> 年 12 月には、『職業関連科目における GCSE』が公刊され、応用美術とデザイン、応用ビジネス、レジャーと観光、エンジニアリング、マニュファクチュアリング、健康と社会保障、応用科学、応用 ICT が新たに GCSE の試験科目として開設されたことが示された。これらの科目においては、勤労体験が重視された。ここで、職業教育準備資格である GNVQ は将来的に廃止されることが決められている。

を収めたかが、義務教育修了後の進学や就職に際しての判断材料として用いられている。

GCSE の評価方法はA\*からHまでの9段階でA\*からGまでが合格とされ、うちA\*からCまでを5科目以上とると、義務教育終了後、高等教育進学につながる1年時のGCE-AS (General Certificate of Education Advanced Subsidiary Level)、2年時のGCE-Aの (General Certificate of Education Advanced Level) 各試験、あるいは、Advanced GNVQ の準備課程を含む、シックスズフォームカレッジ (日本の高等学校に相当) に進むことができる。

一方、義務教育終了後、職業生活に入る青少年に対しては、継続教育機関や社会教育機関が存在している。これらはシックスズフォームあるいはシックスズフォームカレッジと比較すれば、より職業訓練やレクリエーションといった側面が強調される。また北部イングランドでは、より普遍的な後期中等教育を目指してターシャリーカレッジ(初等、中等に続く第三段階の教育)を設立した地域もある。なお、18歳までの中等教育は無償である。

なお、現在、これらナショナルカリキュラムの内容、到達目標および教材は以下のHPからすべてダウンロードできる。



図表 3-2 ナショナルカリキュラムのホームページ

## 3-1-5 労働党政権のカリキュラム政策

# (1) デアリング SCAA のナショナルカリキュラム改革

ナショナルカリキュラムは、当初、あまりにも細かく規定されていた上、テストでのみ評価をすることとされた。そのため、教師からの強い反発を買ってしまう。教師の自主裁量権を認め、規定を緩やかにする形で事態の収拾を図ったのは、新たに設置された学校カリキュラムと評価当局 (SCAA) の長であるデアリングであった。改訂版が発表された後、彼は 2000 年まではカリキュラムの見直しを行わないことを確約した。この改訂ナショナルカリキュラムは一般的に受け入れられ、混乱もなく実施に移された。

さらに 1996 年の報告書では、職業準備教育資格としてまとめられた GNVQ と GCSE との同等の扱いが提案され、職業準備教育資格による大学進学への道を開いた。これを受けて 1997 年には SCAA は資格とカリキュラム協議会 (QCA) に改組された。デアリングは、その後、後期中等教育および高等教育に関する勧告を公表しているが、ちょうど公表される時期に保守党政権は労働党政権にかわった。通例として、正式な勧告が公表された場合、政権は何らかの対応を迫られる。したがって、労働党政権は、デアリング勧告を念頭におきながらもそれと同時に独自の教育政策を如何に実現していくかが、当面の課題となるのである。

#### (2) ブレア政権第一期のカリキュラム政策

1997年に誕生したブレア労働党政権は、ナショナルカリキュラムとナショナルテストの枠組みを維持しつつ、「生涯学習社会」の創出を目標として、改めて「基礎学力」の向上を促進した。そのために教育内容にも変更を加えてきている。たとえば、「生涯学習社会」の創出のために、学校では学習文化を身につけさせることを主な目的として、子どもの学ぶ動機を重視するためにある科目に特化したスペシャリストスクールの推進、特定の貧困地域への人的・資本的追加投資を行う教育アクションゾーン(Education Action Zones: EAZ)計画、基礎学力向上のための「識字」「計算」時間や宿題の導入、宿題クラブの設置、子どもの精神的安定を図るとされる宗教系公立学校の強調などがある。

### (3) 2000 年学習・スキル法と学習・スキル協議会の設置

2000 年労働党政権は学習・スキル法を成立させ、16歳から19歳を対象に新たに学習・スキル協議会(Learning and Skills Council: LSC)とその地方当局(イングランドでは9つ)を設置し、ここがポストシックスティーンの教育と訓練を管轄することとなった。また2002 年のナショナルカリキュラム改訂のときには、Personal, Social and Health Education(PSHE)を再び正規のカリキュラムと位置づけ、それとならんで新たにシチズンシップ教育を加え、「包摂的社会」(多文化社会)のもとでの公正な社会のルールを身につけさせること、すべての人々に機会の開放を保障する文化を創り上げることを意図した。また知識をもとにした高度情報化社会に対応し、情報技術を情報コミュニケーション技術に拡大させた。また到達目標設定も精緻化された。

### (4) 2004 年以降の改革

さらに 2004 年からキーステージ4(15 歳~16 歳)についてカリキュラムの見直しが行われ、2006 年から実施されたが、そこではデザインとテクノロジー、現代外国語の必修を選択にするかわりに、芸術、テクノロジー、デザイン、人文科学そして現代外国語を組み合わせた新しいカリキュラムを導入し、キャリア教育の必修化と選択の勤労関係実習が加わった。これらは、ブレア政権の誕生当初からの主張である「生涯学習社会」の創出と「教育政策は最善の経済政策」という主張の一定の到達点であるともいえよう。さらに新たなディプロマの導入、職業準備教育の GCSE への組み入れなど、大幅な改革が進んでおり、2008 年度から 2011 年度にかけて順次新しいナショナルカリキュラムが導入されることになっている。これについては後述する。

# 3-2 キャリア教育の導入と進展

## 3-2-1 職業準備教育の歴史

### (1) 1980 年代の状況

どこの国でも同じであるが、一般に義務教育段階で特定の職業準備教育が導入され、早期に分離されることについては反発が強い。階級社会のイギリスにおいてさえも、それは事実である。もちろん若年労働市場の衰退を受け、義務教育後訓練制度としては様々な試みが行われていた。1980年代はイギリスで職業訓練システムが急速に発展し、この時代のものとしては、たとえばユース・トレーニング・スキーム(Youth Training Scheme: YTS)などが重要である。しかしそれもやはり義務教育後の対応であって、義務教育段階での早期の生徒のコース分けは、コンプリヘンシブスクールの導入によって建前上は不可能であった。実際は、義務教育修了後、16歳時で受験するGCE-Oレベル試験を受け、上級学校(シックスズフォーム)に進学する上位15~20%の者のみが、資格を授与されていただけであった。そのため、成績上中位に位置する40%の者を対象とし、やや実学的要素の強いCSEが導入された。それでも底辺40%の者は、何ら資格を得ずして義務教育を修了していく状況にあった。それでも若年労働市場が活発なときは何の問題もなく、就職出来ていたのではあるが、1970年代中葉から徐々にその機会が減少してきたのである。

義務教育段階で明確に技術職業教育イニシアチブ(Technical Vocational Education Initiative: TVEI)が導入されたのは 1980 年代後半であった。TVEI は狭い意味の職業訓練・教育ではなく、実践を中心とした新しいカリキュラム開発を行うことを奨励した。当初反対が多かったこのイニシアチブは、徐々に人気を獲得し、成功しつつあったが、ナショナルカリキュラムの導入によって、カリキュラムのこの部分は正式には継承されなかった。そのため、また学術的傾向が強まったのである。その後、保守党政権のもとでは、高等教育および視学官制度の改革が行われたが、職業教育に関しては、1986 年に職業準備教育資格として全国職業資格(NVQs)を導入し、従来職能団体別に認定されていた職業資

格を大枠で括り、レベル分けをして、同レベルは同等と看做すというように整理するなど一定程度の枠組みを作った。さらに 1994 年には現代徒弟制度 (Modern Apprenticeships) がイングランドで導入され、訓練制度のイメージを良くしようと試みた。しかしながら、最終的には 1996 年のデアリング勧告に盛り込まれたように、職業準備一般教育資格 (GNVQ) でも大学受験が可能とされるような方策が提案されただけで、職業準備教育そのものの改革はさほど行われなかったといえる。

# (2) 労働党政権の職業準備教育政策 (第一期)

1997年に誕生した労働党政権は、教育政策をその中心におき、基礎学力の水準の向上という課題を保守党政権から引き継いだ。そのため、ナショナルカリキュラムとテスト、学校選択、学校の自律的経営、そしてそれらに対する視察および結果の公表という枠組みもまた引き継がれている。しかしながら、教育政策は最善の経済政策であるとする労働党政権の基本方針は、「生涯学習社会」の創出と、学習文化の醸成という新たな目標も付け加えられたものであった。これはグローバリゼーションという地球規模の経済競争の激化に対応するものであった。さらにそこには基礎学力と並んで、基本的なスキルの習得というものが含まれていた。すでに 1997年の選挙綱領で、労働党政権は以下のように述べている。

私達は、新しいかつ改善されたスキルを身につけることを通して雇用を確保するために、生涯を通じて学習しなければならない。私達は仕事の場および継続教育機関の双方において成人の学習を促進する。

学校やカレッジでは、厳密な水準と鍵となるスキルに支えられて、A レベルの 教育内容を広げることと、職業資格の水準を上げよう。

雇用主は職に関連するスキルに関する被雇用者の訓練については第一義的に責任を負う。しかし個人にもまた訓練に投資することができるような力が与えられるべきである。私達は個人がスキルを獲得することができるように訓練費用用の個人学習口座(Individual Learning Accounts)を公費で開設する。最大 100 万人を対象に、訓練・教育協議会(TEC)経費の1億5千万ポンドをこれにあてる。そのほうが TEC に使われるより有益であり、個人には 150 ポンドが支給されることになるし、個人の追加投資も認める。雇用主はこれらの資金に寄付することが奨励される。私達は小規模の企業に対して「人々に投資する会社 Investors in People」イニシアチブ(実際には組織を表彰し、表彰された組織はその認証マークを公表する)を拡大することを約束する。

私達の新しい産業のための大学(the University for Industry—UfI)は、オープン・ユニバーシティとの共同であるが、自分たちの潜在能力をさらに開発したいと望む成人のための新しい機会を提供する。これによって、政府、企業、教育がともに新しいテクノロジーをスキルと教育の開発に活用するための新たな資源を創出するだろう。UfI は、官民パートナーシップ(PPP)となり、生涯学習を拡大することにつながるソフトとなり、リンクを発展させるであろ

う。

## (The Labour 1997 Manifestos より)

実際、この産業のための大学(UfI)というアイデアに長い間労働党政府は固執するのであるが、最終的には学位を授与できる大学としては自由に設置できなかったことにより、このアイデアは挫折する。

### (3) 2000 年学習・スキル法

1999年に白書『成功への学習 Learning to Succeed』が公表される。この白書に対しても政府は関係者、その他一般の人々から意見を募っている。同白書は、1)あらゆる人に対して利益となるような生涯学習への投資、2)学習へのバリアを下げること、3)人々をまず第一に考えること、4)雇用主、被雇用者、地域社会の間で責任を分担すること、5)世界水準と投資した額に見合う価値(VfM)を達成すること、6)成功の秘訣は協働にあること、以上6点を緑書で提案したことに多くの賛同が得られたと指摘し、全国学習目標(National Learning Targets)の設定がこれを保障するとした。

具体的には、1)継続教育基金協議会と訓練と企業協議会(Training and Enterprise Council または Local Enterprise Companies)に代わって、新たに学習・スキル協議会 (Learning and Skills Council: LSC)を設置し、ここが、継続教育カレッジへの補助金支出、教育と訓練目標に関する全国諮問委員会から提案されている全国学習目標に関して政府に助言し、2)産業のための大学(UfI)との密接なリンクをもち、3)現代徒弟制、全国訓練生制度その他の国庫補助金支出対象の訓練と企業協議会(TECs)主宰の訓練への補助金支出と、4)LEAと共同しての、成人および地域の学習のための整備を行い、5)生涯学習を担当する視学官の設置などが提案された。さらに具体的に学習・スキル協議会(LSC)は、2001年4月には設置することとし、これは2つの委員会から構成されること、50程度の地方LSCネットワークを通じて活動すること、これら50程度の地方LSCはもう1つ別の委員会によって監督されることとした。また地域での学習パートナーシップがこの制度の核心であることが宣言された。

この内容が基本的には法案として、1999 年 12 月 16 日に国会に上程され、「学習・スキル法(Learning and Skills Act, Ch.21, 2000)」として 2000 年 3 月に成立した。

**2000** 年の学習・スキル法 (全文 156 条別表 11) の概要は、下記参考のとおりである (( ) 内の数字は条項を表す)。

# 【 参考: 学習・スキル法の概要 】

第一部ではまずイングランドを対象とする学習・スキル協議会を 12 名以上 16 名以下で設置する。議長は教育雇用大臣の任命とする(1)。協議会は 16 歳以上 19 歳未満の青少年を対象として、彼らに適切な教育、訓練、余暇の設備と機会を与えなければならない(2)。従来のシックスズフォームに関する補助金は同協議会から LEA に対して交付される(4)。これに関連してこれまでのイングランド継続教育基金協議会(FEFCE)は廃止される

(89)。地方に学習・スキル協議会(Local Learning and Skills Council)を 12 名以上 16 名以下で設置し、委員は大臣の承認を必要とする。うち 1 名を議長として大臣が任命する。地方 LSC は、地域のその他の機関、LEA や地域発展に関わるエージェンシー(Regional Development Agencies Act,1998 で設置)と協議をしたのち、財政年度に合わせて所管の地域の年次計画を作成する。計画には地域の諸機関、議会、雇用者らの意見を反映させる必要があり、全体としては中央の LSC によって承認される必要がある(22)。

第二部はウェールズに対する同様の規定であるため省略する。

第三部はイングランドにおける視察に関してで、新たに9名の成人教育視学官を教育雇用大臣が任命し、うち1人を主席とすること(55)、視学官の権限などについての規定、報告書の結果が悪い機関に対しては改善計画を提出させること(58)、OfSTED主席視学官との関係、所管の整理、義務制の査察との協働査察について(69、70)などである。

第四部は再びウェールズに関する規定である。残りの部分は、イングランド以外の地域に対する同法の制限などが書かれてある。

第五部ではその他一般として、まず継続教育資金協議会(FEFCE)の廃止 (89)、19 歳以下の生徒が取得できる資格 (96)、19 歳以上の者が取得できる資格 (97)、イングランドで承認されている資格 (98) などの規定が盛り込まれている。また新たに 13 歳から 19 歳を対象に、キャリアサービスという条項 (122) が設けられた。それによると、主席 勅任視学官が、新たにこの面のサービスについても視察を行い、結果を公表することのほか、サービスが不十分な地域に関しては教育担当大臣に進言できるようになった。この規定にもとづき、また対象が 13 歳から 19 歳ということで学校現場にキャリアガイダンスが 導入されることになった。

その他の部分は、他の教育法と変わりなく、以前の教育法での問題点を改正するという やり方が踏襲されており、性教育に関する条項が注目される。また保守党時代に導入が奨励されたシティテクノロジーカレッジが一層拡大されて、シティカレッジとアカデミーという新しい学校タイプが導入された(130)。

同法によって、従来のシックスズフォームは LEA の管轄というよりもこの LSC の管轄となり、16 歳から 19 歳の教育と訓練に関する地方当局が新たに登場したということがいえる。地方レベルでのこのような協議会が設置されることによって、地域の産業と学校との関係がさらに密接に打ち立てられることになった。また徒弟制度(apprenticeship)の近代化が進められ、職場に基礎をおく訓練が奨励され、地域産業との連携が一層促進された。

他方、QCA は 1999 年からキャリア教育に関するガイドラインを作成しており、ここにおいて中等教育(義務教育段階)に職業準備教育としてのキャリア教育が導入されてきたといえる。

#### (4) コネクションズ戦略について

労働党政権は、2000年2月3日に『コネクションズ——すべての若者に最善のスタートを *Connexions – the best start in life for every young person* 』を公表し、新しいユースサービスのための準政府機関として、コネクションズおよび地方コネクションズの設立

#### を宣言した。

これまで 13 歳から 19 歳の年齢層に対しては、各種機関による個別対応しかなく、ポストシックスティーンにおける職業訓練および教育における選択肢の不足、学校に在籍していない 16 歳から 18 歳の青少年に対する支援制度の欠如という問題が指摘されていた。こうした諸問題に対応する施策としてコネクションズが設置されることになったのである。

コネクションズに期待された役割は、役所の管轄を超えて、13歳から19歳の若者に対する職業ガイダンスと各種の支援である。そして、その中心的な役割を果たすのはパーソナル・アドバイザー (PA) であるとされた。このコネクションズ政策は、労働党政権による若年労働政策の中心的スキームであり、中等教育段階のキャリア教育とも関わりを持つこととなった。

このコネクションズ (Connexions) の地方支部の設置予定数と 2000 年の学習・スキル 法によて整備された地方 LSC の予定数はほぼ一致している。また、2000 年 2 月から 16 地域でパイロットスキームが実施され、2001 年 4 月から本格的に実施されることになっていた。つまり、2000 年の学習・スキル法を実際に支える戦略として、同時並行的に導入されたのがコネクションズであるという見方もできよう。なおコネクションズの具体的な活動内容等については、後述する。

## (5) 2007 年継続教育・訓練法

ここでは 2000 年の学習・スキル法のもとで設置した学習・スキル協議会の改組が提案され、すでに設置された地方 (local) 学習・スキル協議会が廃止され、あらたに地域 (region) 学習・スキル協議会が創設されることなった。また学習・スキル協議会が、継続教育を提供する機関の認定を行うことを可能とした。さらに同法によって、枢密院が認めた場合、学士に準ずるファンデーションディグリー (Foundation Degree;第II 部にて詳述)を授与する継続教育機関が登場することとなった。結局、同法およびファンデーションディグリーを視野に入れることによって、ここにおいて、労働党政権の職業準備教育および訓練制度の大きな枠組み (図 3-3) が体系化されたということがいえるのである。これについては節を改めて論じる。

図3-3 イギリス資格制度枠組 (National Framework of Qualification)

レベル	事例	獲得できる能力・機会
エント	- Entry level certificates	・基本的知識とスキル
リー	- Skills for Life at entry level	・日常的な状況への学習成果の応用力
		・特定の職業への指向はない
1	- GCSEs D∽G	・基礎的知識とスキル
	- BTEC* Introductory Diplomas and Certifi-	・指導あるいは指示されることによっ
	cates	て学習成果を日常生活に応用する
	- OCR Nationals	力
	- Key Skills level 1	・職能的遂行能力に多少関わる

	- NVQs	
	- Skills for Life	
2	- GCSE A*∽C	・対象をよく知っており、理解する
	- BTEC First Diplomas and Certificates	ことが出来る
	- OCR Nationals	- ・何らかの指導や指示のもとでさまざ
	- Key Skills level 2	まな課題を達成することが出来る
	- NVQs	・多くの職において適切である
	- Skills for Life	
3	- GCE A level	・かなり詳細に規定されたレベルでの
	- Advanced Extension Awards	幅広い知識、スキルと理解を可能と
	- GCE in applied subjects	する能力
	- International Baccalaureate	・大学進学、個人営業あるいは他人を
	- Key Skills level 3	監督したり訓練するのに適切な能
	- NVQs	力
	- BTEC Diplomas, Certificates and Awards	
	- BTEC Nationals	
	- OCR Nationasl	
4	- Key Skills level 4	・対象領域における高度な情報や知識
	- NVQs	を詳細に分析することを含む専門
	-BTEC Professional Diplomas, Certificates and	的な学習
	Awards	・技術的、専門的な職、あるいは管理
		や養成部門の職に就く人々にとっ
		て適切な能力
5	-Higher National Certificates and Diplo-	・対象領域における理解力と知識をさ
	mas(HNC and HND)	らに深めることができる能力。これ
	- NVQs	によって複雑な問題や状況に対応
	-BTEC Professional Diplomas, Certificates and	できる
	Awards	・他人を管理したり養成したりする能
		力と経験を含む
		・高度な技術者、専門家、経営者とし
		て働く人々に適切な能力
6	-National Diploma in Professional Production	・対象領域で高度な知識を有する専門
	Skills	家、複雑な問題や状況においてアイ
ĺ	1	
	- BTEC Advanced Professional Diplomas, Cer-	デアや研究を重ねられる能力
	- BTEC Advanced Professional Diplomas, Certificates and Awards	・知識に基礎を置く専門職、あるいは
		・知識に基礎を置く専門職、あるいは

	- BTEC Advanced Professional Diplomas, Cer-	たときにでも対応できるような高
	tificates and Awards	度なかつ複雑な知識の習得
		・上級の専門家および経営者にとって
		適切な能力
8	- Specialist awards	・既存の知識や専門的実践を超える、
		あるいは再定義するために必要と
		なる新しい創造的なアプローチを
		開発できる機会
		・ある特定の分野における指導的な専
		門家または実践者に適切な能力

出典: http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/QualificationsExplained/DG\_10039017 (2008 年 3 月ダウンロード)

\*BTEC: the Business and Technology Education Council の略。QCAによって承認された資格交付団体。 現在は同様の団体として、AQA(Assessment and Qualification Alliance)、Edexcel, OCR(Oxford Cambridge and RSA Examinations)がイギリスにはある。こういた資格交付団体は以前のGCE、CSE やロンドンシティ&ギルドといった外部試験委員会が整理統合されたものがほとんどである。こういった組織はQCAに承認・登録されて初めて正式な資格交付団体となる。

### 3-2-2 キャリア教育の充実と制度化

# (1) 資格制度枠組みの再編の取り組みとキャリア教育の充実

2001年に政府は緑書『学校―成功の上に打ち立てる Schools – building on Success』を発表する。これは労働党政権が誕生後第一期の教育政策を振り返り、次の政策を打ち出すための協議文書である。そこでは初等教育における教育水準の向上は実現できたとし、次の目的は中等教育にあると主張している。基本的な方法は初等教育の場合と同様であるが、学校の自律的経営をいっそう促進し、スペシャリストスクール(特化学校;中等学校の教育水準向上を目的としたもので民間スポンサーとの連携協力と政府からの追加予算により特定の教育に重点を図る学校)やシティアカデミーの設置、14歳時のナショナルテストの成績の向上、および 14歳以降の勤労体験や職業準備教育への新たな道筋をつけることなどが盛り込まれた。これによってナショナルカリキュラムおよび資格制度の見直しが行われることになった。

2002 年に発行された『勤労体験――中等教育学校へのガイド Work Experience―a guide for secondary schools』においては、すでにキーステージ4の段階で95%のものが、またシックスズフォームでもほぼ半分の生徒が勤労体験を積んでいることが報告されており、これをさらに拡充していくために必要な方策として、上級管理職のきちんとしたコミットメント、またコーディネーターの任命が必要であるとしている。このコーディネーターとは渉外を担当するもので、学校の教職員の少なくとも1名がこの任にあたることとされた。それと同時に、学外の専門家の協力も必要であること、また地元のビジネス界ともさまざまなリンクを開発すべきであるとされた。

その他、このガイダンスにおいては、カリキュラムの関係ではキャリア教育とコネクションズが紹介されており、また評価に関しては、基本的にはまず獲得目標を決め、プログレスファイル方式で恒常的に評価をし、さらに簡単な報告を入れることで教師が進展度を確認する。また教師あるいは責任者が現場を訪れることを推奨しており、職場での状況などや安全性の確保などもつとめるべきであるとされている。その後、生徒の自己評価、および雇用主の評価なども加えるべきであるとしている。また全体として勤労体験は2週間以上が望ましいとされたが、これから報酬が生じることは禁じている。

また、2003 年発表の『イングランドにおけるキャリア教育とガイダンスー11 歳から 19歳を対象とする枠組み Careers Education and Guidance in England – A National Framework 11-19』においては、①カリキュラムコーディネーター、②教師またはチューター、③シニアマネージャー、④キャリア教育アドバイザー、コンサルタント、開発マネージャー、コネクションズ PA、⑤LEA の視学官およびアドバイザー、⑥専門性の発達のためのコーディネーターとチューター、⑦若者と保護者または後見人、⑧評議会委員、⑨雇用主といった人々が参加するようなキャリア教育とガイダンスの枠組みを提示している。またこの時点で、コネクションズのサービス対象は 13歳から 19歳、最高 25歳までとすることが盛り込まれ、情報、アドバイス、ガイダンスを行うこととされた。そして自己開発、キャリア探求、キャリアマネージメントという 3領域において、具体的なプログラム

がキーステージ3およびキーステージ4、ポストシックスティーンそれぞれ提示されている。そしてこれらのプログラムは、実際に学校、カレッジ、職場それぞれで行われることになるわけであるが、そこに見られる差異や留意点が述べられている。さらに質の改善、ネットワークの作り方、クロスカリキュラの観点等細かく述べられている。

# (2)Work-related learning とキャリア教育の法定化

2002 年教育法においては第 177 条以降に 14 歳から 16 歳の職場での勤労体験学習に関する規定があり、視学官および LEA の体験先への立ち入りが認められるなどの整備がなされている。また同法は 16 歳から 17 歳の労働者に対して学習の権利があることを規定し、雇用主はそれを保障することが義務づけられた。

続いて 2004 年にはナショナルカリキュラムの改正が行われ、とくにキーステージ4のカリキュラムが改正されることになった。ここにおいて Work-related learning とキャリア教育が法定科目となり、強制的に学習することになった。

もちろん法定の内容以外にも Work-related learning とキャリア教育のあり方は多様であり、それについてのガイドブックが出されている。強制的になったために、コネクションズとの連携もまた強調されている。Work-related learning についてはまず、労働の中身を、知識、スキルそして理解を発展させるように活用する計画された活動として定義している。それには勤労経験、労働と労働実践について学ぶこと、また労働のためのスキルを学ぶことが含まれる。そのため、学校に期待されるものは、①勤労の直接的体験から学習すること、②労働や企業について知り、理解する機会を提供すること、③起業と雇用能力を高めるためのスキルを開発することによって労働のために学ぶことである。

# 3-2-3 現段階におけるカリキュラム及び資格制度改革

#### ①14 歳から 19 歳を対象とした新たなディプロマの導入

2004 年に発行された『14-19 カリキュラムと資格改革—-ワーキンググループ最終報告 14-19 Curriculum and Qualifications Reform Final Report of the Working Group on 14-19 Reform』(通称トムリンソン報告)ではこれまでの GCE-A、AS レベル、AVCEs、BTECs 、GCSE 等を要素とした、新たなディプロマが提案された。

イギリスでは OECD 諸国の中でも依然として教育・訓練への参加率が低く、この点の解決が課題とされた。またこれまで GCSE においてこれまで到達基準とされてき(シックスズフォーム進学の要件となる)A\*〜C を 5 科目以上取得する、という目標になかなか届かなかった。さらには、職業準備教育資格の世論の評価も依然として低い状況であり、雇用主側から基礎的スキル習得の要求は高かった。また、16 歳で教育が終わるというのは教育システムとしてあまりに短いこと、さらにはドロップアウトしていく若者に対する支援の必要性等も指摘された。こうした状況を背景として、キーステージ3の教育を確固とした土台として作り上げ、14-19 歳のカリキュラムをその上に展開することとし、新たな枠組みとしてディプロマの創設が提案されたのである。

この新たなディプロマでは、これまでの GCE-A、AS レベル、AVCEs、BTECs そして GCSE をコンポーネントとして組み替え、初級 (entry)、基礎 (foundation)、中間 (intermediate)、優秀 (advanced) によって構成され、段階的に取得することが出来る。 また、これと並んで GCSE と GCE-A レベルの改革を提案し、さらに全体的な水準の向上 を図ることとした。一方、以前の到達基準であった 5 科目 A\*-C という基準は、2008 年 以降は用いられないこととなった。

この提案は、最終的に 2005 年の白書『14-19 教育とスキル 14-19 Education and Skills』で以下の形で明確にされた。2008 年までは、ICT、エンジニアリング、健康と福祉、想像性とメディアという 4 領域のディプロマを授与する。2008 年からは 5 領域(コンストラクション関係が追加)で、また 2009 年からはさらに 5 領域が追加されることになっている。またさらに 4 つが 2010 年までに導入される。最終的には 16 種のディプロマコースが創設される予定であり、GCSE と職業準備教育に選択科目を加えたパッケージで提供される。

またこのディプロマのコースは、コンソーシアム(consortium:訓練を与える企業グループあるいは業界団体)にも参加が呼びかけられている。したがって、コーディネーターがもっとも重要な役割を果たすこととなる部分として、今後このディプロマコースへの注目が必要である。

Outline diploma framework **Diplomas Current Qualifications** Advanced Extension Award: GCE and VCE AS Advanced Core Main learning Level 3 and A level; level 3 NVQ; equivalent qualifications GCSE grades at A\*-C; intermediate GNVQ; Intermediate Core Main learning Level 2 level 2 NVQ; equivalent qualifications GCSE grades D-G; foundation GNVQ; Foundation Level 1 Core Main learning level 1 NVQ; equivalent qualifications Entry level certificates and other work Entry Core Main learning Entry below level 1

図表3-4 トムリンソン報告で提案されたディプロマによる資格の統合

出典: DFES, 14-19 Curriculum and Qualifications Reform Final Report of the Working Group on 14-19 Reform, 2004, p. 7.

Main learning Specialisation · Supplementary learning · Learner choice Core Functional mathematics Functional literacy and communication Functional ICT Extended project Wider activities entitlement Personal review, planning, and guidance Common knowledge, skills and attributes (CKSA)

図表 3-5 14-19 歳教育プログラム構造図

出典: Ibid., p. 30.

### (2) 2008 年度のナショナルカリキュラム改正

ディプロマの導入などと並行して、ナショナルカリキュラムも、2008 年から再び変更 されることになっている。ナショナルカリキュラムのホームページから得られる情報に見 られた主な改正点は以下のとおりである。

まずカリキュラムそのものの目的としては①成功する学習者の創出。学習すること、計画を立て、達成することを楽しむ。②自信ある個人の創出。安全で健康的で満足度の高い人生を送ることを可能とするために。③社会に対して積極的に貢献する責任ある市民の創出、以上3点を明確に挙げている。

今度のカリキュラムの目標は、バランスの取れたカリキュラムを全ての公立学校で供給すること(2002年教育法)であり、具体的には①学校および社会における学習者の精神的、道徳的、文化的、肉体的発達を促進すること、②成人生活のための機会、責任そして経験を学校で学習者に与えることであるとしている。

法定コア科目の目的としては、①権限付与の実現。ナショナルカリキュラムは全ての生徒に対して、さまざまな違いを超えて、学習機会を保障し、自己実現のため、および活動的責任ある市民となるために、必要とされる知識、理解、スキルそして態度を発達するために、多くの学習領域への参加の権利を保障する。②水準の確立。ナショナルカリキュラムは、生徒、保護者、教師、学校評議員、雇用主そして世間に対し、期待される学習内容と到達度を明確にする。そしてそれが含む科目において全ての生徒が到達すべき全国的水準を確立する。③継続性と一貫性の推進。カリキュラムとしての継続性および生徒の学習の進展を保障する柔軟性の高いカリキュラムの全国的枠組みとして一貫性のあるものであ

る。生涯学習のための基礎を提供し、学校や教育の場面での移行をスムーズに行えるようにするよう計画されている。④一般的理解を推進する。ナショナルカリキュラムは、義務教育の成果、学習、学校の仕事を世間一般に理解してもらい、自信をもてるようにさせるものである。

とくにこのナショナルカリキュラムは①国語、数学、理科と ICT において到達度を上昇させ、②継続性、一貫性を提供し、かつ高水準を保障するような幅の広い適切なカリキュラムを全ての学習者に提供することを保障するものであり、③教科の本質的な知識、スキル、言説を学習者に学ばせ、適切な態度を伴うスペシャリズムを発展させる。④若い人々を、継続教育または高等教育、労働社会に向けて準備させる。⑤学習者に、地域、国、国際的コミュニティへの意識や参加意識をもたせる。⑥学習者本人の健康、安全への責任をもたせ、自らが下した選択の利益とリスクを自覚させる。⑦コミュニティの紐帯への貢献。⑧社会によって大切に思われている中心的知識とスキルを獲得し、推進し、次世代に受けわたす。

ところで今回の変更もまた、基本的に 14 歳から 19 歳までのカリキュラムにおいて見られる変更が顕著である。

さらにこれらに関連して、以下の観点も忘れてはならない。2000年にヴィクトリア・クリンビーという女の子が親類による虐待によって死亡した事件をきっかけに、「どの子も大事」という一大キャンペーンが張られ、結果的に2004年児童トラスト法、また、児童法が成立する。これは、貧困状況におかれた子どもや虐待を受けている子どもを保護するために作られた法であるといってよいが、成績が良くならない子どもたちは一般的に、社会的、経済的、家庭的問題を抱えている場合が多く、多くの関係当局が協力関係によって一人の子どもを大事にするというアイデアである。すなわち教育、司法、警察、保健、社会保障といったサービスの協力が想定されていた。これを受けて、従来の地方教育当局(Local Education Authority: LEA)は、学校のみならず就学前の幼児、子育てもその管轄となり、これを受けて地方当局(Local Authority: LA)と呼ばれるようになった。つまりここでもマルチ・ディシプリナリーという方法がとられたのである。さらに学校のタイプを超えての協力、教師の勤務条件の緩和なども積極的に取り入れられるようになった。さらに LEA の役割が大きく変わったのもこの法律による。

# 3-3 コネクションズの役割

ここでは先述した「コネクションズ」について、具体的な活動内容及び体制、若者の育成に対する貢献の概要を整理しておく。

#### 3-3-1 コネクションズの概要

#### (1) コネクションズのサービス

コネクションズとは、2001 年に開始された 13 歳から 19 歳の若者を対象とする (障害者及び学習困難者の場合は 25 歳まで)、包括的な支援制度である。

コネクションズに期待された役割は、役所の管轄を超えて、若者一人一人に対する職業ガイダンスと各種の支援である。若者一人一人に応じた職業教育や将来職業の設計に関するガイダンス、いわゆる NEET と呼ばれる若者の状況を把握し追跡調査等を行っている。後述のパーソナルアドバイザー (PA) という専門家がサービス提供を中心的に担う。学校にも駐在し、教員とともに生徒へのキャリアガイダンスや情報提供、キャリア教育プログラムの開発、実施の支援等を行っている。

白書によれば、コネクションズのサービスは以下の8つの鍵的原則に則って行われることになっている。

- ①参加者の動機付けを高める
- ②個人のニーズに応え、障害を取り除く
- ③参加者の意見を尊重する
- ④包摂--若者を常に教育・訓練の主流に位置づけ、周辺化はさせない
- ⑤パートナーシップ。若者、保護者、地域社会の連携を強める形で活動すること
- ⑥地域社会の参加と近隣社会の再生
- ⑦機会の拡大と機会の均等
- ⑧実証にもとづく実践

コネクションズに求められた主な数値目標は、以下のとおりであった。

2002年までに①怠学によって無駄にされる時間を33%減少させる。②退学者を33%減らす。またケアの問題として、現在17歳で当局の世話になった者のうち少なくとも60%がNEETではなくなっていること。また、薬物中毒患者数に関していえば、現在の半分の比率にすること。また若年犯罪に関しては、1%の減少。10代の妊娠に関していえば、18歳以下の妊娠を2010年までに半分に、また16歳以下の妊娠は確実に減少させることである。

#### (2) パーソナルアドバイザー(PA)の果たす役割

コネクションサービスの中心的な役割を果たすのはパーソナル・アドバイザー (PA) である。PA に期待された役割については①16 歳以下の子どもたちの登校を確実にさせること、②将来の学習と労働機会に関する情報提供、③教育・訓練へのアクセスに関する詳しい情報や支援を与えること、専門家のサービスを受けられるようにすることなどが挙げられている。また PA の居場所はコネクションズセンターや学校などさまざまなところが想定されており、ショップをもつことも想定されている。この PA という職自体新しいものである。

#### 3-3-2 コネクションズの体制

地域でコネクションズの具体的なサービスを実施する際は、学校、保護者、地方教育行 政機関、地方学習・スキル協議会、ソーシャル・サービス、医療、継続教育カレッジ、職 場・企業といった関係者が「パートナーシップ」を構成する。ここではマルチエージェン シーあるいはマルチ・ディシプリナリーと呼ばれるような、さまざまな専門家から構成されるチームというイメージが一番近いものであろう。ここで、活動計画、補助金の交付や 支出などを行う。

2008 年 3 月現在、47 コネクション・パートナーシップが英国全体に存在している。このパートナーシップと呼ばれる機関が、自治体や地方でのサービスを実際に行っている。パートナーシップのもとに、パーソナルアドバイザー(略称; PA)が働いており、具体的な情報や、アドバイスを与えている。

# 図表3-6 コネクションズの体制

# 国レベル<u>コネクションズ・サービス・ナショナル・ユニット(CSNU)</u>

## 地方レベル コネクションズ・パートナーシップ

構成員: 自治体、学校、警察等の公的機関や、LSCの責任者、職業紹介・訓練等の民間企業、ボランティア、NPO等

役 割:地域ニーズに応じた戦略計画策定、資金供給分配、サービスの質の監視

範 囲:全イングランド 47 の学習スキル協議会 (Learning and Skills Council) の管轄と同範囲2008 年現在、イングランド全域で 47 パートナーシップ設置

#### 地域レベル 地域運営委員会 (Local Management Committees)

構成員: コミュニティ・セクター、民間職業紹介・訓練会社、雇用者の代表、中等学校、若者等

役 割: 地域のパートナーの統合、サービス提供の管理・手配

範 囲: 教育委員会や社会福祉事務所等の範囲

#### <u>パーソナルアドバイザー(PA)について</u>

役 割:個々の若者のサポート。ネットワークを形成し、若者が直面する教育、職業選択、差別、 いじめ、健康問題、家族関係の問題などあらゆる問題に対し包括的支援を提供。社会福祉 サービス、精神健康サービス、住宅サービス、ドラッグ予防サービスなどの専門組織と効 果的に仲介。

背 景:キャリアアドバイザー、ユースワーカー、社会福祉士、教員、コミュニティワーカー、ドラッグや青少年犯罪の分野等の多様な背景を持つ。多くは、パートナーシップから仕事を委託されたキャリアカンパニー(半公的機関や民間企業など様々な類型あり)から派遣される。

出典;内閣府「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」第8回検討資料

#### 3-3-3 若者の教育訓練への貢献

2000 年2月に公刊された『コネクションズ *Connexions*』においては、コネクションズの設置のほかに、よりよい 13 歳から 19 歳までの訓練・教育機会の拡大を支援するものとして、①補助金の拡大、②地域のビジネスとの協力および補助金交付による勤労体験学習機会の拡大、③現代徒弟制計画(Modern Apprenticeships and National Traineeships)を通じての職場に基礎をおく訓練制度の改善、③継続教育における模範カレッジ承認、④

査察が提案されている。さらにこういった訓練や学習に参加する若者に対する優遇措置として、交通やレジャー機関の割引利用券(ユースカード)の導入、16歳から19歳までの在籍者への補助金、職場での訓練を受ける者への最低限訓練賃の引き上げ、勉学のための時間の保障、教育参加補助金の導入などが挙げられている。

またコネクションズに期待される具体的な内容としては、①最終的には資格に結びつく 適切な柔軟性のあるカリキュラム開発。資格制度の見直しなどが含まれる。②あらゆる場 における高品質なサービスの供給を保障すること。そのための査察制度の整備と拡充を含 む。③目標達成のための財政的援助として、具体的に一週あたりの補助金額が提示されて いる。そしてこういった若者支援のためのアドバイス、支援、ガイダンスなどはコネクションズによって提供されるとした。

学校教育におけるキャリア教育との関連では、ナショナルカリキュラムに再び導入された Personal, Social and Health Education (PSHE) さらにはシチズンシップ教育において、特化学校(スペシャリストスクール)等を中心に、学校=ビジネスリンク、あるいはこのコネクションズとの協力によってこの種の教育が可能となる。

# 3-3-4 コネクションズに対する資金提供体制の変化

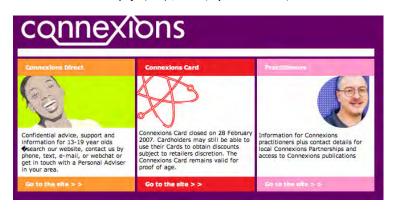
2008 年からは、これまで学習・スキル協議会経由で交付されてきた補助金が地方当局の管轄に移された。これに伴い、コネクションズのサービスもまた地方当局との契約事項になることになった。つまり、各地方当局が設定する当該地域の目標値に到達する責任が地方コネクションズに課せられることになった。

(大田直子)

# 【 参考;コネクションズにアクセスするためのホームページ 】

コネクションズのホームページからは、全般的な情報と、さらにコネクションダイレクトのホームページにリンクが貼ってあり、ここから、居住区にもっとも近い地方コネクションズにアクセスしたり、パッケージになった情報やガイドブックがダウンロードできるようになっている。

# コネクションズのホームページ



これがコネクションズのスタートサイトである(http://www.connexions.gov.uk/)。

現在中央のコネクションズ・カード(各種のサービスを割引価格で購入できる)は廃止された。このホームページから自分の家の近くのコネクションズへアクセスすることも可能(Local Services のサイトから)だが、直接この中央コネクションズにフリーダイヤル(080 800 13219)で相談をすることも可能である。また E-mail などインタラクティブなものとなっている。

さらに、障害者に対するサービス(Disability Content サイト)も供給している。

# コネクションズのスタートサイト



### 3-4 中等教育段階におけるキャリア教育の状況

これまではイギリスのこれまでの教育制度改革の流れと、キャリア教育に深く係わる職業準備教育等の流れ、そしてその過程の中で徐々にキャリア教育が活発化し 2004 年に制度化に至る過程を概観した。

本節では現在の、中等教育におけるキャリア教育の概要や政府のポリシーなどを中心に整理する。特に、2004年のナショナルカリキュラムの改正で、キャリア教育とともに制度化された「Work-related learning」は教科横断的な総合的取り組みであり、地域や産業との連携を前提とした取り組みである。

この項では、カリキュラム協議会(QCA)が作成しているガイダンス等にもとづいて、イギリスのキーステージ4段階の学校教育におけるキャリア教育(主に Work-related learning)についての内容と、民間団体との連携に基づく運営のあり方について説明する。

# 3-4-1 イギリスにおけるキャリア教育

## (1) キャリア教育の概要

イギリスの学校では、現在の改革以前から、多様な教育活動を通じて、職業意識、市民意識を育成し、職業に関する知識や技能の習得機会を提供していた。しかし、若年無業者数の増加傾向は改善されず、その原因として指摘されたのは学校と学校外の関係諸機関との連携が不十分ということであった。

そこで現在では、PSHE (Personal Social and Health Education)、職場体験、キャリアガイダンス、キャリア教育、クロスカリキュラ (経済教育、キャリア教育、健康教育、市民性教育、環境教育の5テーマ)などにおいて、学校外諸機関との連携をとり、職業意識の喚起やキャリアに関連する教育を実施している。

#### 図表3-7 中等教育におけるキャリア関連の教育

### 職場体験

・ 第10学年の夏季学期から第11学年修了までに全生徒が一定期間(概ね2週間)、職場での勤労体験を経験する。受け入れ先は生徒自身もしくは学校が探す。活動先としては通学する学校近くの商店街や銀行、病院、各施設など多様。職場体験の期間に担当の教職員が定期的に巡回し、活動内容等を観察する。職場体験は、将来の職業選択の参考となり、「働く」ということに対して望ましい勤労観、職業観を育み、勤労することへの動機付けに役立つ。さらに、社会との関わりをもたせることで、市民としての準備をさせるねらいがある。

#### キャリアガイダンス・キャリア教育

・ 勤労体験学習の中心的内容。 9~11 歳児童に対してこれらの機会を提供する義務を学校が負っている。キャリアガイダンスとは生徒にとって正しいと思う学習や働くことについての意思決定

をさせる知識や技能を活用できるようにすることである。キャリア教育とは生徒らが正しい人生 選択をし、学びの世界から働く世界へ円滑に移行するのに必要な知識や技術を発展させることを 援助することである。この両側面が相互に関係し補完関係を持つことで、効果的なキャリア形成 プログラムが構築できる。

#### クロスカリキュラと市民性教育 (Citizenship Education)

・ 市民性教育は従来クロスカリキュラの1テーマであった。2002年からの全国共通教育課程において教科として独立した。中等学校では必修。習得すべき内容は、社会的・道徳的責任、地域への参加意識、政治に関する知識。

## PSHE (Personal Social and Health Education)

・ 健康で安全で、精神的、道徳的、社会的、文化的な大人としての人生を享受することを支援することを目的とする活動である。具体的には自分自身を理解すること、自己肯定感などの精神的発達を図ること、社会の仕組みや多様性、そして社会における責任を理解すること、その他、性教育やキャリア教育の実施など多様で広範な内容を含む。各学校においてクロスカリキュラの活動やチュートリアルの時間などにおいて取り組まれる。

(出典) 独立行政法人教員研修センター 平成 18 年度「『諸外国におけるキャリア教育』調査研究 イギリス (イングランド) 団報告書 |

### (2) コネクションズと学校の連携によるキャリア教育支援

# (1)コネクションズによる学校支援(活動内容及び体制)

既述のように、コネクションズにおいては PA が学校にも配置され、職業に関連する情報提供やキャリアガイダンス、プログラム開発支援など、各学校のからの要請に応じて、生徒の職業観醸成のための多様な支援活動を実施している。PA は学校に常駐しているわけではなく、コネクションズサービス運営を委託された企業・団体等から派遣されている。派遣頻度については、各学校の GCSE の成績や配慮が必要な生徒の数などに応じて決定される。

日常的に PA がいる学校では、生徒が休み時間等に、学校内のコネクションズに立ち寄り、職業について学習できる書籍やパンフレットを見て情報収集したり、PA との面接を受けることができる。また PA は、職業体験学習の支援も行う。

こうした活動は学校とコネクションズを統括するパートナーシップとの間で、パートナーシップアグリーメントと呼ばれる契約書を1年毎に取り交わして決める。学校における活動の中心は、PAによる情報提供・ガイダンスであるが、具体的にどのような支援活動を行うかは、契約内容によって学校毎に異なる。

またコネクションズと学校が連携するために、学校にはコネクションズマネージャーと 呼ばれる担当者(通常は副校長)が設置されている。

# ②地域における連携

また単独の学校内での活動にに留まらず、地域の学校数校がグループをつくり、情報交換や研修を行っている。学校内でキャリア教育を推進するリーダー養成も行われており、コネクションズが研修に関る場合もある。

特に、Invester Career という予算があり、ローカルネットワーク内の学校が相互にサポートし合う。コネクションズは、アドバンスト・スキルティーチャー(高い技能を有した教師。コネクションズが、経験の豊かさ、研修実績等をもとに面接にて選定)を育成し、ローカルネットワークの様々な学校において研修を行う。

# 3-4-2 教育課程改革と Work-related learning

イギリスの教育改革は現在も改革の途上にある。多様化と柔軟化を求めるのが教育改革の基調であり、アカデミック教科と職業系教科及び資格の整備拡充が図られている。こうした流れの中で、キーステージ4の教育課程改革改編が提示され、中等教育段階で導入されたのが Work-related learning であった。

# (1) Work-related learning の概要

Work-related learning は、2004年のナショナルカリキュラムの改訂により法定化され、新に導入された 教科間の横断的・縦断的な活動である。この取り組み以前も、職場体験が実施されていたが、限られた部分的な取り組みであり、イギリスにおける若年無業者の増加に歯止めをかけることができなかった。このため、職場体験を含め、総合的に、働くことや職場について学習し、事業や雇用に関する技能を発展させることが重要との認識から導入された。

カリキュラム協議会(QCA)では、ガイダンスとして発刊した「Work-related learning for all at key stage 4」において、Work-related learning の内容について以下のように要件づけている。その中で学校は、下記に示した Work-related learning の提供に係る9つの学習要素をフレームワークとして参照しつつも、生徒の個人的なニーズと地域の状況に即しつつ、異なる複数のカリキュラムを通して柔軟にプログラムを提供するものとされている。

# 図表3-8 Work-related learning の要件

## Work-related learning の定義

Work-related learning とは、仕事の文脈を活用して、仕事に役立つ知識、スキル、理解を深める計画的な活動である。この活動には働く経験から学ぶ、働くことおよび働く実践について学ぶ、働くためのスキルを学ぶといったことが含まれる。

## Work-related learning のフレームワーク(学習の構成要素)

①起業やエンプロイアビリティのためお能力の確定、開発、応用

- ②「働くこと」についての理解促進と、職場体験やアルバイト経験を含む「働く」経験の活用
- ③企業経営の方法、労働の役割と条件、職場の権利と責任についての学習
- ④地域及び国家レベルでの労働機会の拡大と多様性についての意識の発展
- ⑤自分の能力や特性、成績とキャリア上の関心を結びつけ、代替案までよく理解した上で選択 肢について十分情報を収集し、検討する
- ⑥仕事の状況を想定した課題や活動への取り組み
- ⑦異なる分野の雇用者と接することによる学び
- ⑧ (直接または間接的な) 労働の実践や環境の経験
- ⑨ビジネスの世界に必要な考え方、挑戦、応用について学ぶ

## Work-related learning の法定要件

キーステージ4の生徒に学校が提供しなくてはいけないことは:

- ・learn through work・・・生徒に直接的な勤労体験の機会を提供する (例:勤労体験、アルバイト、学校における企業活動、職業系の教科を通じて)
- ・learn about work・・・生徒に働くことや起業について知識理解を深める機会を提供する(例:職業教育コース、キャリア教育を通じて)
- ・learn by work・・・起業に役立つスキル、employability を身につける (例:問題解決の活動、労働シミュレーション、模擬面接を通じて)

出典; QCA" Work-related learning for all at key stage 4"

# (2) 民間団体と連携した Work-related learning の運営

# ①EBLO(Education Business Link Organizations)の概要

既に述べたが、2002 年に発行された『勤労体験――中等教育学校へのガイド Work Experience―a guide for secondary schools』においては、すでにキーステージ4の段階で95%のものが、またシックスズフォームでもほぼ半分の生徒が勤労体験を積んでいることが報告されており、これをさらに拡充していくために必要な方策として、学校内の上級管理職レベルのコーディネーターの任命とともに、学外の専門家の協力も必要であること、また地元のビジネス界ともさまざまなリンクを開発すべきであるとされた。この地元のビジネス界と学校のコーディネートを含め、学校と産業が連携したキャリア教育を様々なかたちで支援する様々な民間団体が、総称としてEBLO(Education Business Link Organizations)と呼ばれている。

EBLO には全国に様々な団体が存在しているが、その上位団体として現在はエデュケーション・ビジネス・リンクス・コンソーシアム連合がある。加盟している 47 地域の加盟団体 (コンソシアムの場合もある)、及び教育ビジネスパートナーシップ、若者起業、トライデントトラスト、LEA、コネクションズ、地方の商工会議所などとも連携している。

こういった団体の資金は、学習・スキル協議会を通して、教育スキル省から交付されている。とくにキーステージ4での勤労体験、専門性発達のための職場派遣(Professional Development Placement –PDP)計画の責任をもっている。

# ②Work-related learning の運営と EBLO の役割

QCA のガイダンスでは、職場体験なども組み込んで行うことの規定、学校の運営に際しての民間団体である、EBLO やコネクションズなどの連携が明記されている。

# 図表3-9 QCAガイダンスにみるWRLの運営とEBLOの役割

## マネージメントとコーディネート

同様の取り組みに共通するように、Work-related learning の実施は運営の仕組みによって 左右される。Work-related learning の法定要件を満たすためには、学校は下記のような仕組 みをもつことをすすめられる。

- ・全生徒に適切な活動が提供できるように管理職が責任をもつこと
- ・「Work-related learning」のコーディネートの責任を負う教員を任命すること
- ・教職員に校内研修の時間を確保すること
- ・最低限の活動時間を行う予算を管理すること
- ・活動や成果を含む「Work-related learning」の方針を評価し、更新すること
- ・学校発展計画に「Work-related learning」について盛り込むこと
- ・学校への支援の在り方について地域の支援組織と協議すること
- ・適切な活動を提供することを支援できる他の学校やカレッジとの協働の在り方について検討 すること

### 学校を支援する

全国的、地域の EBLO を通じて学校の Work-related learning 実施、運営を支援する仕組みができている。地域の EBLO は職場体験やビジネスリンクサービス提供の年間計画を作る。学校は、早期の計画段階で EBLO のコンソーシアムに支援相談をすることとする。連絡先は (http://www.dfes.gov.uk/ebnet)を参照。学校は LEA の専門アドバイザーやコネクションズの支援を受けることもできる。

EBLO の学校支援範囲としては例えば以下のことが考えられる:

- ・良い実践事例を提供する
- ・雇用者や訓練提供者の問い合わせ情報を提供する
- ・労働環境の健康および安全面について調査する
- ・財源面でのアドバイスを行う
- ・教員への職能発達の場所を提供する
- キー・スキル習得のための教材を提供する
- ・勤労体験を行う生徒への観察および支援を補助する

(以上、労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」より翻訳抜粋)

## (3) Work-related learning の評価

Work-related learning で習得した事項の修了証やアセスメントについて法的な要件は存在しない。しかし、Work-related learningの成果はGCSEの一部や資格試験などで測られることもある。学校としては、プログレスファイルやEBLOなどが発行する非公式な修了証などにより、生徒がWork-related learningに積極的に参加した記録を残すこともできる。

# 3-4-3 政府の EBL ポリシーと Work-related learning の推進

イギリス政府はEBLポリシーを策定し、キーステージ4における勤労体験やメンタリングの活動の普及に尽力する方針を示すとともに、活動への資金も確保している。

つまりイギリスのWork-related learningは、学校を中心にして行われ、EBLO、LEA、コネクションズがそれを支援し、政府はこれらの支援団体に対してLSCなどを通じて補助的な資金を提供していると考えられる。なおEBLポリシーは、教育省管轄のウェブサイトであるebnetに掲載されている(http://www.dfes.gov.uk/ebnet/home/aims.cfm)。

# 図表3-10 イギリス政府のEBLポリシー(抜粋)

### 目的

政府は若者が学校にいる間に、質の高い、適切で体系的な職場体験を提供することを目指している。このような経験により、学力達成、意欲や参画の高まり、キー・スキルや態度の向上、若者が成人生活や労働生活への準備を効果的にすすめることに役立つ。

# <u>運用</u>

2001 年 4 月から LSC はキーステージ 4 の職場体験や職能開発プレイスメントを含む EBL 活動を地域に 47 ある LSC を通じて責任を負うことになった。

資金 2004/05 年の資金は 25,000,000 ポンド

# <u>活動</u>

## • 職場体験

政府はキーステージ4の全生徒の最低2週間の職場体験実施を約束した。職場体験は、生徒の個人的、社会的な発達を促す重要な役割をもつ。また、生徒の社会的成熟や仕事の世界への理解に役立つ。近年のデータによれば、キーステージ4の95%以上の生徒がプレイスメントを行っている。

教員の職能開発プレイスメント(略)

#### ・メンタリング

教育省は、若者に対して行う自主的なメンタリング活動を促し、質の高いメンタリング機会が 増加するようなしかけづくりを企図している。

教育省はメンタリング資金や活動をナショナルメンタリングネットワーク (NMN) を通じて行う。

(鈴木尚子)

# < 参考・引用文献 >

SCAA, Review of Qualifications for 16 -19 Year Olds, 1996

Department for Education and Employment:DFEE, Learning to Succeed,1999

Learning and Skills Council, Learning and Skills Council Prospectus, 1999

Connexions, Connexions – the best start in life for every young person, 2000

DFEE, Schools: Building on Success, 2001

DFEE, Schools: Achieving Success, 2001

Department for Education and Skills :DFES, Skills for Life, 2001

DFES, 14-19: opportunity and excellence, 2002

DFES, Work Experience—a guide for secondary schools,2002

DFES, New GCSEs in Vocational Subjects: A general Guide and overview of the New Qualifications, 2002

DFES, Careers Education and Guidance in England - A National Framework 11-19,2003

DFES, 14-19 Curriculum and Qualifications Reform Final Report of the Working Group on 14-19 Reform, 2004

DFES, 14-19 Education and Skills,2005

DFES, Skills: Getting on in business, getting on at work, 2005

DFES, Higher Standards, Better Schools for All, 2005

DFES, FE Reform: Raising Skills, Improving Life Chances, 2006

関連法

Learning and Skills Act, 2000

Education Act, 2002

Children Act, 2004

Education Act, 2005

Children Act, 2006

Education and Inspection Act, 2006

Further Education and Training Act, 2007

内閣府「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」第8回検討資料、平成17年2月

労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」no35

独立行政法人教員研修センター 平成 18 年度「『諸外国におけるキャリア教育』調査研究会イギリス(イングランド)団報告書」

# < 関連サイト >

http://www.opsi.gov.uk/acts/ 法律に関して

http://www.dcsf.gov.uk/

http://www.nc.uk.net/

http://www.connexions.gov.uk/

http://www.connexions-direct.com/

http://www.qca.org.uk/default.aspx

http://www.teachernet.gov.uk/